

学校法人八商学園役員報酬規程

(趣旨)

第1条 学校法人八商学園（以下「学園」という。）の役員の報酬については、この規程及び法人寄附行為に定めるところによる。

(役員の定義)

第2条 この規程の役員とは、法人寄附行為に定める理事、監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 学園寄附行為第32条第2項により、常勤及び非常勤の役員には、報酬は支給しない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成8年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認（平成31年3月13日）を受けて、平成30年4月1日から施行する。